

平成20年第2回美祢市議会定例会会議録(その1)

平成20年9月3日(水曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	佐 伯 瑞 絵
係 長	佐々木 昭 治	企 画 員	田 畑 幸 枝

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波佐間 敏	総 務 部 次 長	田 辺 剛
総合政策部長	兼 重 勇	市民福祉部長	阿 野 繁 治
建設経済部長	伊 藤 康 文	総合観光部長	山 縣 博 行
美 東 総 合 支 所 長	坂 本 文 男	秋 芳 総 合 支 所 長	小田村 治 久
病院事業局長	藤 澤 和 昭	教 育 長	福 田 徳 郎
教育委員会 事務局 長	國 舛 八千雄	消 防 長	金 子 正 治

総務部長
財政課長
総合政策課長
地域情報課長
市民福祉課長
市民課長
病院事業局長
経営管理課長
会計管理者
監査委員長
事務局

羽根 秀 実
古屋 勝 美
山根 和 彦
白井 栄 次
久保 毅
井上 真知子

総合政策部長
企画政策課長
市民福祉部長
地域福祉課長
建設経済部長
商工労働課長
上下水道課長
代表監査委員
農業委員会
事務局

佐々木 郁 夫
五嶋 敏 男
金子 彰
矢田部 繁 範
三好 輝 廣
古屋 安 生

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 平成19年度(合併前)美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 2号 平成19年度(合併前)美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 3号 平成19年度共立美東国民健康保険病院組合事業会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 4号 平成19年度美祢市・美東町・秋芳町合併協議会決算の認定について
- 日程第 7 議案第 5号 平成19年度美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 6号 平成19年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 7号 平成20年度美祢市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第 8号 平成20年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第 9号 平成20年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第10号 平成20年度美祢市病院等事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第11号 美祢市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

- 日程第 1 4 議案第 1 2 号 美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 美祢市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 美祢市ふるさと美祢応援基金条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 美祢市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 美祢市農林資源活用施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 美祢市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 美祢市有線テレビ高度情報化整備工事の請負契約の一部を変更することについて
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより、平成20年第2回美祢市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、議長において報告いたします。

平成20年8月12日付で、田邊諄祐議員より美祢市議会委員会条例第13条の規定に基づき、議会運営委員の辞任願が提出されました。

よって、議長においてこれを受理し、同日付で許可をいたしましたので、ここに御報告を申し上げます。

また併せて、同日、同条例第7条に基づき、村上健二議員を、新たに議会運営委員として指名いたしましたので、ここに御報告を申し上げます。

続いて、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本定例会に、本日までに送付してございますものは、執行部より、議案第1号から議案第21号までの21件と、監査委員より、公営企業会計決算審査意見書でございます。

また、事務局からは、会議予定表と一般質問順序表でございます。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表第1号と議案付託表の2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、柴崎修一郎議員、田邊諄祐議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月26日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は24日間と決定いたします。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3、議案第1号から、日程第23、議案第21号までを、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、平成20年第2回美祢市議会定例会に提出いたしました議案21件について御説明申し上げます。

議案第1号は、平成19年度（合併前）美祢市水道事業会計決算について報告し、市議会の認定を求めるものであります。

本決算の対象期間は、平成19年4月1日から、合併前日の平成20年3月20日までであり、また、対象事業は、旧美祢地域の上水道事業及び簡易水道事業であります。

水道事業は「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」という水道法の基本理念に基づき、水道施設や管路の計画的な整備・改良を行い、適正かつ効率的な維持管理を実施し、安全な水道水の安定持続供給に努めてまいりました。

さて、水道事業を取り巻く経営環境は、景気の停滞による節約意識を反映した中で、水需要の回復の兆しが見られず、一段と厳しい状況にあります。

こうした状況での経営における決算概要について御説明いたしますと、まず収益的収入及び支出であります。上水道事業収益が2億2,957万6,512円、簡易水道事業収益が1億2,597万3,930円で、収入合計は、3億5,555万442円です。

これは前年度と比較して、1,752万7,332円の減収となり、率にして4.7%の減となりました。この減収の主なものは、給水負担金の減であります。

次に、支出といたしましては、上水道事業費が2億4,018万1,370円、簡易水道事業費が8,025万5,458円で、支出合計は3億2,043万6,828円です。これは、前年度と比較して2,137万9,367円の減となり、率にして、6.3%の減となりました。この減額の主なものは、配水及び給水費の減です。

この結果、平成19年度における収益的収支は、3,511万3,614円の利益となり、消費税抜きの当年度純利益は、3,048万550円となりました。

従いまして、この純利益に前年度繰越利益剰余金2,167万431円を加えた5,215万981円が当年度未処分利益剰余金となり、これを、合併後の美祢市水道事業に繰り越すものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入が1億3,231万6,000円に対し、支出が2億1,876万3,633円となり、収入額が支出額に不足する額、8,644万7,633円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしております。

事業の主なものを御説明いたしますと、上水道事業では、大嶺町助行地区配水管布設替工事に525万円を、簡易水道事業では、於福簡易水道区域拡張工事に9,915万1,500円を執行し、水道施設の整備充実を図りました。

以上、平成19年度（合併前）美祢市水道事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に、監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いするものであります。

議案第2号は、平成19年度（合併前）美祢市病院等事業会計決算について報告し、市議会の認定を求めるものであります。

本決算の対象期間は、平成19年4月1日から合併前日の平成20年3月20日までであり、また対象事業は、美祢市立病院と介護老人保健施設グリーンヒル美祢であります。

まず、美祢市立病院についてですが、平成19年度は、開設18年目に当たり、この間、地域の中核病院として「市民に信頼され、愛される、温かい心の通った医療の実施」を基本理念といたし、診療科目の充実、高度医療設備の整備など医療サービスの充実に努めてまいりました。

5月からは国の構造改革特別区域計画により、美祢社会復帰促進センター内に法務省が開設をする診療所の管理運営を担うことになり、さらに9月には居宅介護支援事業所を閉鎖するなど事業内容の変更を生じた1年でもありました。

それでは、平成19年度の実績について御説明をいたします。

業務量につきましては、入院は4万332人で、外来は5万8,395人の実績となっております。

決算額について御説明をいたしますと、まず、収益的収支であります。収入では、医業収益として17億6,858万6,122円、医業外収益2億1,243万3,702円、美祢社会復帰促進センター診療所運営事業収益6,835万5,467円、居宅介護支援運営事業収益177万2,900円で、総額20億5,114万8,191円となりました。

一方、支出では、医業費用として19億7,159万1,235円、医業外費用1億171万7,325円、美祢社会復帰促進センター診療所運営事業費用6,446万1,531円、居宅介護支援運営事業費用367万3,959円で、総額21億4,144万4,050円となりました。

この結果、損益計算書において、9,161万1,897円の当年度純損失を生じ、この純損失と前年度繰越欠損金1億5,795万9,287円とを合わせました2億4,957万1,184円が当年度未処理欠損金となるものであります。

この処理につきましては、全額を繰越欠損金とし、合併後の美祢市病院等事業に繰り越すものであります。

次に、資本的収支であります。収入はなく、支出のみであり、建設改良費9,559万6,867円、企業債償還金1億4,506万1,452円で、総額2億4,065万8,319円となりました。

なお、収入額が支出額に不足をする額2億4,065万8,319円については、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

次に、美祢市立病院に併設する介護老人保健施設グリーンヒル美祢について御説明をいたします。

グリーンヒル美祢におきましては、開設9年目で、介護保険法の理念に基づき、利用者の自立した生活と在宅復帰を目指して、介護及び機能訓練その他必要な医療を提供しているところであります。

平成19年度の実績について御説明をいたします。

業務量については、短期入所者を含む入所者は2万453人、通所者は4,422人の状況であります。

決算額について御説明いたしますと、まず、収益的収支であります。収入では、短期入所を含め入所運営事業収益2億4,371万9,272円、通所運営事業収

益4,484万4,426円、運営事業外収益128万7,656円で、総額2億8,985万1,354円となりました。

一方、支出では、短期入所を含め入所運営事業費用2億8,116万3,842円、通所運営事業費用2,287万6,353円、運営事業外費用1,100万1,028円で、総額3億1,504万1,223円となりました。

この結果、損益計算書において、2,518万9,869円の当年度純損失を計上しており、この純損失と前年度繰越欠損金1,645万1,617円とを合わせました4,164万1,486円が、当年度未処理欠損金となるものであります。

この処理につきましては、全額を繰越欠損金とし、合併後の美祢市病院等事業に繰り越すものであります。

次に、資本的収支であります。収入はなく、支出として建設改良費320万2,500円と企業債償還金2,378万5,206円とで、総額2,698万7,706円となりました。

なお、収入額が支出額に不足をする額2,698万7,706円は、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

今後とも、病院との連携を密にし、利用者や家族が安心して自立した在宅生活が続けられるための支援施設として、市民の信頼を得られるよう努めてまいる所存であります。

以上、平成19年度(合併前)美祢市病院等事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に、監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いするものであります。

議案第3号は、平成19年度共立美東国民健康保険病院組合事業会計決算について報告し、市議会の認定を求めるものであります。

当該共立美東国民健康保険病院組合は、合併の日の前日に解散しており、本決算の対象期間は、平成19年4月1日から平成20年3月20日までであります。

共立美東国民健康保険病院は、昭和29年に開設され、平成19年度には、開設53年目に当たり、この間、地域の中核病院として「地域に奉仕し、信頼され、親しまれる病院を目指します。良質の医療を提供します。地域住民の健康を守ります。」の3本柱を基本理念といたし、地域に根差した医療を展開しておるところでございます。

それでは、平成19年度の実績について御説明いたします。

業務量につきましては、入院は3万4,508人、外来は5万547人の実績となっております。

決算額について御説明いたしますと、まず収益的収支であります。収入では、病院事業収益として12億9,334万1,898円、訪問介護事業収益3,386万6,956円、特別利益1億7,505万8,000円で、総額15億226万6,854円となりました。

一方、支出では、病院事業費用として16億2,364万3,924円、訪問看護事業費用3,360万8,226円で、総額16億5,725万2,150円となりました。

この結果、損益計算書において、1億5,481万3,681円の当年度純損失を生じ、この純損失と前年度繰越欠損金6億7,457万3,983円とを合わせた8億2,938万7,664円が当年度未処理欠損金となるものであります。

この処理につきましては、全額を繰越欠損金とし、合併後の美祢市病院等事業に繰り越すものであります。

次に、資本的収支であります。収入は企業債2,260万円、町負担金7,258万9,000円、補償料236万2,500円で、総額9,755万1,500円となり、支出では、建設改良費2,509万5,810円、企業債償還金1億831万4,912円で、総額1億3,341万722円となりました。

なお、収入額が支出額に不足する額3,585万9,222円については、過年度分損益勘定留保資金477万1,317円で補てんし、なお不足する3,108万7,905円は、一時借入金で措置いたしております。

以上、平成19年度共立美東国民健康保険病院組合事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に、監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いをします。

議案第4号は、平成19年度美祢市・美東町・秋芳町合併協議会決算について報告し、市議会の認定を求めます。

平成19年度合併協議会の決算は、歳入額1,137万8,885円に対し、歳出額は681万1,007円となり、差引残額は456万7,878円となっております。

なお、当協議会は平成20年3月20日、合併の前日をもって解散しましたので、この歳入歳出差引残額456万7,878円は、新市の一般会計に引き継いでおります。

以上、平成19年度美祢市・美東町・秋芳町合併協議会決算について御説明申し上げましたが、別に、監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いするものであります。

議案第5号は、平成19年度美祢市水道事業会計決算について報告し、市議会の認定を求めるものであります。

本決算の対象期間は、合併の日から平成20年3月31日までの11日間であります。

先ほど申し上げましたように、水道事業を取り巻く経営環境は、一段と厳しい状況にあります。

こうした状況での経営における決算概要について御説明いたしますと、まず収益的収入及び支出であります。上水道事業収益が81万1,235円、簡易水道事業収益が10万7,698円で、収入合計は、91万8,933円であります。

次に、支出としましては、上水道事業費が1,907万8,120円、簡易水道事業費が249万8,944円で、支出合計は、2,157万7,064円であります。

この結果、平成19年度における収益的収支は、消費税抜きの当年度純損失2,065万8,131円となりました。

従いまして、この純損失を前事業繰越利益剰余金5,215万981円で埋めた残額の3,149万2,850円が当年度未処分利益剰余金となり、法定積立金であります減債積立金に490万円を積み立て、その残額の2,659万2,850円を繰越利益剰余金として、翌年度に繰り越すものであります。

次に、資本的収支及び支出であります。収入が270万円に対し、支出が4,889万4,810円となり、収入額が支出額に不足する額、4,619万4,810円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

今後の事業経営に当たりましては、地方公営企業の基本理念に基づき、経営の安定に努め、公共の福祉の増進、サービスの向上など、市民の皆様に信頼される水道事業を目指し、一層努力をする所存であります。

以上、平成19年度美祢市水道事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いするものであります。

議案第6号は、平成19年度美祢市病院等事業会計決算について報告し、市議会の認定を求めるものであります。

本決算の対象期間は、合併の日から平成20年3月31日までの11日間であります。

決算状況を説明する前に新市における病院等事業の概要について御説明いたします。

美祢市病院等事業は、地方公営企業法のうち財務に関する規定について適用を受ける事業で、本市が設置している二つの病院、美祢市立病院及び美祢市立美東病院とその附帯施設、美祢市介護老人保健施設グリーンヒル美祢、訪問看護ステーションみね及び美秋訪問看護ステーションが実施する事業により構成されているところであります。

それでは、新組織における平成19年度の実績について御説明いたします。

まず、業務量につきましては、美祢市立病院におきましては入院が1,279人、外来が1,497人、美祢市立美東病院におきましては入院が1,041人、外来が1,471人、介護老人保健施設グリーンヒル美祢におきましては短期入所を含む入所者が632人、通所が121人、訪問看護ステーションみね及び美秋訪問看護ステーションの利用者が、それぞれ46人、120人となっております。

次に、決算額について御説明いたしますと、収益的収支におきまして、収入では、病院事業収益9,179万7,679円、介護老人保健施設事業収益876万9,540円、訪問看護事業収益133万7,307円で、総額1億190万4,526円となりました。

一方、支出では、病院事業費用として9,766万1,142円、介護老人保健施設事業費用675万7,271円、訪問看護事業費用11万2,298円で、総額1億453万711円となりました。

この結果、損益計算書において、271万721円の当年度純損失を生じ、この純損失と合併により引き継ぎました繰越欠損金11億2,060万334円とを合わせました11億2,331万1,055円が当年度未処理欠損金となるものであ

ります。

この処理につきましては、全額を翌年度繰越欠損金とするものであります。

また、この間の資金的収入及び収支については、いずれも執行されておられません。

以上、平成19年度美祢市病院等事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に、監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いをするものであります。

議案第7号は、平成20年度美祢市一般会計補正予算(第1号)であります。

このたびの補正は、当面必要とする経費について補正するものであります。

補正の主なものについて、御説明をいたします。

まず、歳出であります。総務費では、一般管理費において、住民訴訟に係る上告請求が1件あったことにより、これに伴う一切の訴訟行為を弁護士に委任することとし、この弁護士委任に要する経費55万円、また、平成20年4月に地方税法の改正により、高齢者に係る個人住民税を公的年金から天引きする特別徴収が、平成21年10月から導入されることに伴い、既存の住民情報系システムの改修が必要となり、これに要する経費として1,050万円、合わせて1,105万円を追加計上するものであります。

財産管理費においては、美祢テクノパーク内の環境整備経費90万5,000円を追加計上するものであります。

活性化対策費においては、美祢市の将来の発展を願い、美祢市を応援しようというお気持ちからいただいた寄附金、いわゆる「ふるさと納税」を、新たに制定をする「ふるさと美祢応援基金」に積み立てることとし、寄附をされた方に対しましては、わずかばかりではありますが、お礼をすることとし、所要の経費162万円を計上するものであります。また、美祢社会復帰促進センター開所に伴い、豊田前地区からの情報発信と地域活性化を図る目的で運営をされる「ふれあいセンター」への助成金27万5,000円を計上するものであります。

賦課徴収費においては、公的年金等受給者の特別徴収に係る支払報告書の電子化が平成21年1月から導入されることに伴い、電算システム導入経費等に348万7,000円を追加計上するものであります。

次に、民生費では、国民年金制度上において、障害基礎年金や老齢基礎年金の受給資格を取得できなかった在日外国人等に対し、国民年金法の改正が実現されるま

での間、生活の安定と福祉の増進を図る目的で給付金を支給するため、障害者福祉費に12万円、老人福祉費に72万円を計上するものであります。

児童福祉総務費においては、次世代育成対策推進法により義務づけられている平成22年度から26年度までの間の行動計画策定に要する経費71万4,000円を計上するものであります。また、母子福祉費においては、受給者の増加により、児童扶養手当64万4,000円を追加計上するものであります。

次に、衛生費では、保健衛生総務費において、事業実施件数の増加により、未給水地区飲料水水源確保事業補助金210万円を追加計上するものであります。

次に、労働費では、労働諸費において、少子高齢化が進む中で、定職に就かないフリーターや、働くことを欲しないニートと呼ばれる若者が増加傾向にあり、大きな社会問題となっているため、今後、美祢市の産業の維持及び振興を図る上で重要となる人材の育成業務の調査研究経費として46万6,000円を計上するものであります。

次に、農林費では、農業振興費において、原油価格高騰の影響により経営を大きく圧迫されている施設園芸を営む農業者の省エネルギー化の取り組み支援として、施設園芸省エネルギー化推進事業補助金6万4,000円、規模拡大のため農地集積を支援する、担い手農地集積高度化促進事業補助金89万6,000円、合わせて96万円を追加計上するものであります。

林業振興費においては、美しい山づくり事業に県支出金を充当し、財源更正をするものであります。

次に、商工費では、企業誘致対策費において、企業誘致に要する経費として旅費に22万5,000円を追加計上し、工業団地等立地促進助成交付金に3万2,000円を計上するものであります。

次に、教育費では、児童・生徒の安心・安全な学校づくりとして全ての小中学校にAEDを設置することとし、小学校管理費に81万8,000円、中学校管理費に23万7,000円を計上するものであります。

なお、AED、これは自動体外式除細動器と申しますけれども、これはけいれんをし、血液を流すポンプ機能を失った状態になった心臓に対しまして、電気ショックを与え正常なリズムに戻すための医療機器であります。

小学校教育振興費においては、個人の方から指定寄附金として100万円の寄附

がありましたので、寄附の趣旨に沿い、赤郷小学校に教材用備品や学校用図書を購入する経費に充てることといたしております。

社会教育総務費においては、美祢地区高等学校校外生活指導連絡協議会から、指定寄附金として16万3,000円の寄附があり、寄附の趣旨に沿い青少年育成経費に充てることといたしております。また、やまぐち国体準備経費として事業実施主体となる実行委員会に対し補助金90万円を計上いたしております。

以上が歳出についての主な補正内容でありまして、補正総額は2,643万6,000円の追加となります。

この補正に要する財源として、国・県支出金、寄附金など特定財源として453万7,000円を充当するとともに、一般財源として地方交付税2,189万9,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,643万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ158万6,343万6,000円とするものであります。

議案第8号は、平成20年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)であります。

このたびの補正は、保険給付費においては、退職者医療制度改正により対象者及び給付費の当初積算が困難であったことにより、退職被保険者等療養給付費1億4,691万9,000円、退職被保険者等高額療養費2,400万円を追加計上するものであります。

次に、諸支出金においては、美祢市美東病院に医療機器の購入に要する経費として病院事業会計に繰り出す直営診療施設勘定繰出金に262万5,000円を追加計上するものであります。

以上が歳出についての補正内容で、補正額は、1億7,354万4,000円を追加計上するものであります。

この補正に要する財源として、支払基金からの療養給付費等交付金1億7,091万9,000円、国庫支出金262万5,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,354万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ32億645万3,

000円とするものであります。

議案第9号は、平成20年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、前年度事業の精算の結果により、超過交付となりました地域支援事業の国庫支出金等の返済金494万円を追加計上するものであり、これに要する財源は予備費から494万円を充当するものであります。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、増減はなく、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ既定額と同額の25億7,981万5,000円となるものであります。

議案第10号は、平成20年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）についてであります。

このたびの補正は、収入において病院事業及び介護老人保健施設事業の資産購入に充てる財源の確保に努めたことにより、国・県支出金について追加補正を行うとともに、支出において所要の調整を行うものであります。

まず、収益的収支予算においてであります。支出として介護老人保健施設事業費用を66万1,000円減額し、支出総額を42億1,566万9,000円とするものであります。その結果、税抜きของ当年度の純利益は、669万1,000円となる見込みであります。

次に、資本的収支において、収入として病院事業資本的収入を2,542万5,000円増額するとともに、介護老人保健施設事業資本的収入を280万7,000円追加し、収入総額を1億5,617万4,000円とするものであります。

一方、支出として介護老人保健施設事業資本的支出を345万9,000円追加して、支出総額を4億3,629万5,000円とするものであります。

これに伴い、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額について、2億8,012万1,000円に改めるものであります。

議案第11号は、美祢市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正により、「公益法人」という名称が「公益的法人」と改められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 1 2 号は、美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定についてであります。

これは、平成 2 0 年 6 月 1 8 日に公布された地方自治法の一部改正により、議員の報酬の支給方法等に関する規定が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離されたと同時に、報酬の名称が「議員報酬」に改められております。

これに伴い、美祢市報酬及び費用弁償条例中、議員の報酬の支給等に関する規定を抜き出して、新たに本条例を制定するものであります。

なお、報酬、費用弁償及び期末手当の額、支給方法等は現行と変わりませんが、月の途中で離職があった場合の報酬について、現行は 1 カ月分を支給しているものを、日割計算で支給いたすこととしております。

議案第 1 3 号は、美祢市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正についてであります。これらの改正は、先の議案第 1 2 号で説明いたしましたとおり、地方自治法の一部改正により、議員の報酬の支給方法等の規定が改正されておりますので、これに関連する条例について、所要の改正を行うものであります。

第 1 条で美祢市議会政務調査費の交付に関する条例を、第 2 条で美祢市報酬及び費用弁償条例を、第 3 条で美祢市特別職報酬等審議会条例をそれぞれ一部改正するものであります。

議案第 1 4 号は、美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正についてであります。

地方分権の進展に伴い、市の行財政運営については、市民への説明責任を果たすことがますます重要となっており、また、平成 2 0 年度から財政健全化法による財政健全化判断比率等の連結決算での公表が義務づけられたことを踏まえまして、公営企業会計と美祢市土地開発公社及び市が出資している美祢観光開発株式会社、美祢農林開発株式会社の会計について、財政状況を公表できるよう、所要の改正を行うものであります。

議案第 1 5 号は、美祢市ふるさと美祢応援基金条例の制定についてであります。

これは、地方税法の一部改正により、平成 2 0 年 4 月からいわゆる「ふるさと納税」制度が創設されたことにより、美祢市を応援するため寄附していただいた寄附者のお気持ちにおこたえするため「美祢市ふるさと美祢応援基金条例」を制定し、

美祢市の将来発展を目指し、明るい未来を築くための財源として有効に活用しようとするものであります。

なお、この制度は、自治体に寄附していただいた場合、5,000円を超える額の一定額について所得税及び個人住民税から税額控除を受けることができるものであり、美祢市におきましても、ホームページ等により市内外に広く「ふるさと納税」をPRし、「ふるさと美祢」を応援していただきたいと考えております。

議案第16号は、美祢市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

一市二町の合併に伴い、共立美東国民健康保険病院の名称を美祢市立美東病院と変更しておりますが、引き続き国民健康保険直営診療施設として設置・運営をしているため、本条例に国民健康保険事業の保健事業として「美祢市立美東病院の設置」を明示するものであります。

議案第17号は、美祢市農林資源活用施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本市の竹材資源活用事業は、森林の荒廃の要因となっている竹を伐採することにより、森林を整備、保護することを主な目的としております。また、同事業は、伐採した竹を一資源としてとらえ、竹箸の製造・販売、及び竹細工の加工・販売、並びに伐採竹林から生育するタケノコや地域で生産される農林産物を活用した水煮の製造、販売を行うことにより、森林所有者や農業従事者の所得の向上と雇用を創出することで、地域の活性化に寄与することを視野に入れた事業であります。

この竹材資源活用事業を実施する上で拠点となる施設を、大嶺町桃の木に建設中でありましたが、このほど完成しましたことから、この施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とし、新たに条例を制定するものであります。

議案第18号は、美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてであります。

美祢市農林資源活用施設の管理は、先に御提案申し上げました美祢市農林資源活用施設の設置及び管理に関する条例第5条の規定により、指定管理者に行わせるものとし、竹材資源活用事業を行うため、昨年12月に設立いたしました第三セクター「美祢農林開発株式会社」を平成20年10月1日から平成24年3月31日までの間、指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第19号は、美祢市過疎地域自立促進計画の策定についてであります。

合併前の旧一市二町は、それぞれ過疎地域自立促進特例措置法による過疎地域の指定を受け、平成17年度から21年度までの5カ年計画を定め、諸施策を講じてきたところでありますが、平成20年3月の合併に伴い、新「美祢市」として新たに過疎地域自立促進計画を定めるものであり、計画期間は平成20年度から平成21年度の2カ年であります。

本計画に基づいて行われる事業の実施に当たっては、国庫補助率のかさ上げや過疎対策事業債の発行など、さまざまな優遇措置が受けられることから、合併後速やかに策定する必要があります。

以上により、本計画の策定に当たり、同法第6条第1項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は、美祢市有線テレビ高度情報化整備工事の請負契約の一部を変更することについてであります。

これは、平成19年度より2カ年計画で美祢市有線テレビ高度情報化整備工事に着手しているところですが、自主放送設備のデジタル化及び伝送路設備を追加整備する必要が生じたことから、当初請負契約金額11億3,925万円を2億1,240万4,500円増額し、13億5,165万4,500円と変更するものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第21号は、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてであります。

これは、平成20年12月31日に人権擁護委員「内田 孝」氏が任期満了となるため、引き続き「内田 孝」氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求めるものであります。

先ほど私が御説明を申し上げました議案第7号平成20年度美祢市一般会計補正予算(第1号)の最後に述べた箇所でございますけれども、補正後の歳入歳出予算の総額を「158万6,343万6,000円」と申し上げたところですが、私の読み違い、言い違いでございます。正しくは「158億6,343万6,000円」でありますので、訂正をさせていただきます。

以上、提出をいたしました議案21件について御説明申し上げましたが、よろし

く御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時、11時10分まで休憩をいたします。

午前10時50分休憩

.....
午前11時12分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第3、議案第1号平成19年度（合併前）美祢市水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。安富議員。

22番（安富法明君） 質疑には当たらないのかもしれませんが、市長のお考えを一言お伺いをしたいというふうに思います。監査報告書が出ておるわけなんです、監査委員さんの方から監査意見書も提出をされております。実はこの中に、決算に伴う使用料等の滞納とかについて詳しく出ております。当然決算ですから、滞納時効等の関係が、不納欠損等の処理についての質疑が必要になってくると思うんですが、これが執行部の方から添付書類といいますか、附属資料として出てくるのであれば一緒にできるんですが、監査委員さんの方から監査意見書について出てるということになりますと、こういうふうな資料に基づくものについては、監査委員さんに意見を求めなきゃならないのかなのか、この辺についてのお考えを一言お聞きをしておきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 安富議員の御質問にお答えしたいと思います。

この監査意見書は、執行部に対してこういう御意見を賜ったということで、行政として執行したことについては行政の責任がございます。ですから、その中身については我々の方からお答えを申し上げるというのが筋かと思えます。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第1号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第4、議案第2号平成19年度（合併前）美祢市病院等事業会計決算の認定

についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第2号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第3号平成19年度共立美東国民健康保険病院組合事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。布施議員。

16番（布施文子君） 第2号と第3号の併せての質問になるかと思いますが、美祢市病院等事業会計決算の認定について、美祢市の病院で市立病院におきましては赤字が2億6,532万6,274円であり、美東病院では赤字が8億2,413万106円、合計11億2,331万1,055円となっております。これは大変大きな金額であると思いますが、補てん財源について、それぞれの病院の説明を再度もう少しわかりやすく説明をしていただくことが1点と、その補てんをした後に、今年度に繰り越される赤字が幾らになるのか、それから、これは財政健全化に向けて経営の改善ということが大変必要になってくると思いますが、そのことについて御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 藤澤局長。

病院事業局長（藤澤和昭君） 只今の議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

美祢市が要する美祢市立病院と美祢市立美東病院の単年度の経常損失と、それから、繰越欠損金のお話であったと思います。そこについてのまた補てん財源の説明をということでよろしいのでしょうか、それぞれ病院におきまして欠損金出しておりますが、まず、補てん財源について御説明したいと思います。

美祢市立病院におきましては、19年度旧市においての補てん残高が9億6,985万9,380円となり、一方、美東病院におきましては補てん残高がマイナスの4,973万5,094円となっております。このことにおきましてわかりますように、美祢市立病院の場合は補てん残高がございますので、4条の資本的収支の不足額については補てん財源で補てんし、美東病院におきましては過年度留保資金とともに、一時借入金で措置をしたということでございます。

こうした二つの病院を併せ持つて、新市が累積欠損金を引き継いでるわけでありましたが、今後の経営改善策については経営統合ということで、お金の問題、それが

ら、人の問題、さらには施設の問題など、すべて一つの自治体の病院事業としてとらまえて、一体となって効率化を図っていきたいと考えております。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。布施議員。

16番（布施文子君） 美祢市の市立病院は補てん財源ですべて現在の赤字の部分はゼロになると解釈してよろしいんですか、そのことについてお伺いをいたしまして、あとは委員会の方で話し合いがなされると思いますので、私の質問はここでおかせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 藤澤局長。

病院事業局長（藤澤和昭君） 美祢市立病院だけのお話でよろしいんですかね。その部門で申しますと、現在でも9億3,000万程度の補てん残高をプールしております。

議長（秋山哲朗君） 布施議員、あとは委員会でということによろしゅうございますか。はい。

そのほか質疑はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 市民の皆様におきましては、病院事業の会計決算、非常に關心を持っておられると思っております。現在、報告書等ありますけれども、平成18年度、そして、19年度、これの美祢市立病院、また、美東共立病院の外来、これ美祢市立病院も18年度から19年度2,000人減っているわけですね。そして、美東病院も1,000人、外来患者減ってる、当然入院患者も両方1,000人ずつ減ってきているわけです。非常にそういう面で、今まで両方合わせた累積欠損金が11億2,000万円という額があるんですけども、このままの額であれば、まだあれなんですけれども、今後は病院経営がそういう形で外来と入院患者が減る中であって、病院収入が非常に今後見込まれる可能性が低いなということで、今まで何回も言ってきましたけれども、市長の方で、今後病院を維持していくために経営健全化のための審議会でしたか、しっかり設けて、経営健全化に向けていくと言われております。

こういうことに関して市民の皆様も非常に關心持って、どういう方向でいくんだろうか、特に病院の先生がひどい先生やったら病院行きません。とにかく一般の1次病院なんか、本当に先生に優しいです。そういう面で、優しい先生が本当どこが悪いかって優しく言えば、本当に病院もたくさんの患者さんが行かれると思うん

です。そういったところを踏まえて、今後経営健全に当たって、市長のその辺のお考え方というのをちょっと教えて、皆様にいただければいいかなと思いますので、ひとつよろしく御回答をお願いします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 岡山議員の御心配は、先ほど言われたように全市民の方が恐らく心配されておられることだろうと思います。今、私が壇上で決算の御報告を申し上げて、19年度ですね。特に、かつての美東共立、現在の市立美東病院の繰越欠損金は非常に大きいということ、美祢市立病院もありますけれども、この二つの病院が維持できるかどうかということで、本当に皆さん方思っておられると思います。今議員も触れられましたけれども、患者の方に信頼をされないと、どうしても二つの公立病院、維持できません。

ですから、患者の方が来ていただいて、安心して治療を受けていただくということ、それによって病院の方も経営健全、会計、経営ができるということになるかというふうに私も考えております。御承知のように、今非常に全国的にドクターが不足しておる。特に、公立病院、地方の公立病院においてドクター、お医者さんが不足しておるということで、厳しい状況というのはどこも変わりありません。我々は新しい美祢市の3万規模の人口で、二つの公立病院をまた持っていくという私、かたい今決意で市長職につかせていただいております。病院のあり方検討委員会というのを今立ち上げる、間もなく立ち上げますけれども、下準備に入ってます。

今先ほど布施議員の御質問で、藤澤局長の方が答えましたけれども、二人で晩に医大、それから、山大の医学部、それから、山大の経済学部に通っております。お医者さんを確保させていただくということ、それから、経営健全に当たっての専門的な知識を持ってある方が、今山大の経済学部にいっちゃいます。教授がですね。その方にも直接、今話をさせていただいてます。

この中で、我々の新しい市の二つの病院をどういうふうにして維持していけばよいか、また、どういうふうにお医者さんを確保していけばよいかということを検討させていただきたいというふうに思ってます。これは本当に安心して、高齢化率の高いこの地域にとって非常に大切なことと思ってますから、今全力を挙げて努力をさせていただいております。

間もなく経営検討委員会のあり方が表に出てまいります。また、このことは議会を通じまして、また、皆さん方、市民の方にも知っていただきますし、また、広報等を通じまして議論の中をちゃんと皆さんにお示しをさせていただきたいというふうに思っております。手をこまねいておりませんので、その辺は御安心ください。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 今の市長の答弁が、質問の趣旨がどうであったかというものはさておいて、少なくとも質問をされてる中で、言葉で出たもうかるんかと、それから、もう一つあったのは、なぜ赤字が出て、それを補てんをして、ところが、補てんをした財源の質問の私の解釈は、本意は赤字をちゃんと埋めるだけの財源がこれからもずっと続くのかという、だから、病院経営の運営のあり方の質問をされたんじゃないと思うんです。病院そのものが黒字になって、もうかるような病院になるのかという質問であったのではないかと私は解釈をした。その視点からいくなら、市長の答弁はかみ合っていないと思うんですね。私の言うことがわかれば、再度答えてください。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員の御質問にお答えします。

岡山議員と私の議論は、私が今おしゃべり申し上げたことでうなずいておられたので、（笑声）議論はすれ違っておらんかったと私は思っておりますけれども、しかしながら、これから単年度単年度で赤字を出さないような形、どうすればいいかということは今考えていってます。

今お話したように11億を超える累積赤字があります。これをどうするかということは、また次の議論になるんですが、現在も御承知のように一般会計の方から経営健全化に係るお金を繰り出してます。病院事業体にですね。

ですから、繰越欠損金が余り膨らんでしまうと、病院の経営自体の根幹に係わってきますので、それを一般会計の方で解消させていきつつ、単年度単年度、これからは、病院会計については黒字を目指して努力をしていくということが必要かというふうに思っております。

ですから、根本的な病院の経営のあり方について、私はある程度の思いを持っておりますけれども、また、議長を含めまして議会の方とも十分にその辺を議論をさ

せていただいて、市民の方にきっちりわかる形で病院の経営のあり方をお示しをさせていただきますというふうに思っております。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 市長、あなたは行政経験が余り長くないんじゃないかと思うんだけど、病院の運営や経営については、議会を通じて相当議論をなされてきて、あなたの今の表現の仕方を間違ったら、市長として政治生命長くないですよ。はっきり物は言うべきです。病院が美祢市立病院も美東病院ももうかるんかって、それから、赤字が出た場合の損失補てんはどっか特別な財源があるかって、そんなものはありやせんのです。

それから、病院は絶対もうからんのです、この二つの病院は。それに基づいて私の所属する総務企業でも10何年間議論をしながら、それと同時に、新たに新市になった時点で、6月議会でも病院の健全な運営、経営をするための財源確保が必要じゃないかという議論をしたはずなんです。少なくともそれは必要だということで、予算も組まれていると思うんですね。

ですから、病院が赤字になっていいと、放漫経営をすればいいという議論は一度もなかった。ところが、今の国の医療制度や医師確保の現状からして、少なくともこれまでの経緯を見ても、二つの病院で単年度単年度黒字を出すことは現実的に難しいと、それよりも必要なのは、地域や市民の皆さんにいい医療を提供することなんだということがこれまでの議会の経緯であり、議論の経緯であり、一つの議論の到達点であったと思うんです。

ですから、病院を単年度単年度黒字を出していく努力をするということはいいいんですが、ところが、黒字を出すという努力じゃないと思うんです。いい医療を提供する、より市民が必要とする医療を提供するために病院運営に全職員が努力をする。

ただし、国の制度は、先ほど申した医師の確保等の現状から見れば、病院の赤字は免れないと、それに対して最低限どう一般会計から損失を補てんするのかという、ここの視点が最も病院運営で大事なところなんです。私は、少なくともその点ではかみ合ってなかったと思う。

以上です。答えて。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） どうも私の政治生命まで気を使っていたいてありがとうございます。

ございました。（笑声）私は、自分の政治生命を考えて市長職をやっておりませんので、その辺は大丈夫です。今言われたこと、私がおしゃべりを申し上げたこと、先ほどね。今、南口議員が言われたことと根本的には一緒だろうと思います。というのが累積赤字をどうするかという問題があります。これは結局医療環境、皆さんが安心して暮らしていただけるための二つの病院を維持するということです、市民の方にとって。それを一般会計から支出をして、病院事業の会計の累積赤字を解消させてやりたいというのは、皆さんからちょうだいをした税金によって一般会計は成り立ってるわけです。

ですから、そのお金を病院事業の方の根本に注入をするということは、皆さんの御理解、市民の方の御理解をもって二つの病院をどうにか保ちたいということをおっしゃるわけです。今の黒字にできるかどうかということで、医療環境をつくるのが最も大事じゃないかと、皆さんにとって安心・安全な医療環境をつくるのが最も大事じゃないかと言われた、これもまた同じことなんです。そのことをすることによって市民の方は安心をして、我々が持つておる二つの病院に係わっていただくことができる、そのことによって病院の経営状態もよくなるということにつながるわけです。

ですから、私が今申し上げたこと、先ほど申し上げたことは、今、南口議員が言われたことと一つも違っておらんということですね。

ただ、根本的には国の政策が間違っただろうかと言いません。恐らく私は間違っておったと思うんですが、地方のドクターを不足させるという根本的な国の医療制度が間違っておると私は思ってます。

ですから、それをどうにか我々小さい市ですけれども、努力によって確保していきたいということで、今一生懸命汗をかいておるということをお先ほど申し上げたと。

以上です。

21番（南口彰夫君） 続きは委員会でやりたいと思います。

議長（秋山哲朗君） はい。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第3号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第6、議案第4号平成19年度美祢市・美東町・秋芳町合併協議会決算の認

定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第4号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第5号平成19年度美祢市水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第5号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第6号平成19年度美祢市病院等事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。有道議員。

3番（有道典広君） 先ほどから随分大局的な質問ばかりで、私はちょっと小さなことを言いますけど、未収金がかなりございます。監査報告の意見書にも相当数書いてありまして、回収が図られなきゃいけないと、これはちょっと前議案の水道会計にも金額が小さいですけど、ございます。これらの予算の、こういう無駄な未収金というか、この辺の回収状況はどうなるんでしょうか。

また、病院会計の方につきましては随分5億とございますけど、もちろんすべてが未収なわけですけど、いろんな事情があって回収できない金額が幾らぐらいあるのかというのもちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いします。

議長（秋山哲朗君） 藤澤局長。

病院事業局長（藤澤和昭君） 議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

平成19年度の決算ベースで市立病院が4億3,700万、美東病院が1億7,900万程度の未収金がありますが、これらにつきましては決算処理でございますので、3月31日時点での未収金であります。例えば、入院費等につきましては、月末請求で、翌月の入金処理、あるいは医療保険分、保険部分につきましては審査機関の審査を経て翌々月の入金となるといった制度的なものから、当然に出る未収金も含まれておるわけでありまして、

従いまして、今御指摘の多額の未収金があるがということにつきましては、その大半が2カ月後ぐらいには収入となるということで、7月末時点ではどの程度かといえますと、美祢市立病院さんの方で1,800万、美東病院の方では約1,

000万程度まだ未収金が残っております。これらにつきましては、両病院におきましてそれぞれの未収金の回収マニュアルに沿って、未収金について回収を行っているとともに、市役所のその他の公金の収納対策とも連携をとりながら、未収金の回収に努めてるところであります。

なお、医療機関におきましては特殊な事情もあるということを御理解いただきたいと思えます。といいますのが、通常のサービスの提供でしたら、料金を支払わない方にはサービスの停止ということがあるわけですが、医療の場合には医師法の第19条に応招義務というのがあります。つまり、患者さんが来られたらそれを診る義務が法律に明記されてますので、診療を拒否することができません。診ます。

従いまして、通常のサービスよりはそうした未収金の発生率が高くなるのではないかと思います。さらには平成17年の11月の最高裁判例等によりまして、それまでは公立病院の診療費については公金として自治法の適用を受けて5年で時効成立があったわけですが、その判例によって、判決によって民法の適用になりました。

従いまして、一定の手続、援用等の手続を経なければ、あるいは議会の議決を経なければ、債権放棄ができないということで、17年度以降は累増しているところであります。これにつきましては病院の特殊性等をかんがみまして、県内の自治体病院協議会や、さらには全国自治体病院協議会で、その手続等についての対応を現在検討しているところであります。それが未収金の現状であります。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） それでは、有道議員さんの御質問にお答えします。

水道の方も定期的に期間を決めまして未収のところに参加して、収納作業を行っております。それでもお金がもらえないときには停水等を講じまして、料金の回収の方でやっておる次第でございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有道典広君） 水道の方は時効処分って書いてありますけど、時効ということとはもらえないということですか、監査報告には未収の明細に時効処分という意味がちょっとわからないんですけど、これはもらえないと、金額で言ってみれば35万8,748円となっておりますけど、そういうものがちょっと病院会計にもある

のではなからうかということで、同時に御質問をしたわけでございます。企業会計決算審査意見書の14ページ、ここに時効処分というのが書いてあるわけですね。これが35万8,748円というのがあります。決算にもちゃんと35万8,748円、これはもらえないということで解釈してよろしいのでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 決算処理上、過去決算年の過去5年間以前のものについては時効として処理させていただいております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有道典広君） わかりました。私は、委員会の方にもなかなか所属しておりませんので、できません。ついではいきませんが、市立病院の件でもう少し質問させていただきます。先ほどから経営内容が悪いと、しかし、なおかつこれを維持するために頑張りたいとおっしゃっておられます。あと合併により、合併というか、美東病院と市立病院でございますけど、市立病院に関しては医者が二、三年前より3分の1減少しておると聞いております。その辺に関しまして、さらに社会復帰センターにも派遣しなきゃならないということで、最近の市立病院の中で、先生が苦慮されていると、患者の方からも市民の方からも声を聞きますが、その現状で果たして市立病院の医師の確保が問題になっておりますけど、市民を守ることができるのかと、ちょっと大仰な言い方になりますが、その辺の現状を少し教えていただきたいのと、せっかく合併しましたので、資料によりますと、美東病院の材料比率といえますか、美祢市は約31%になってますけど、美東病院は16.14、これは薬局が別途ありますので、多分少ないんだと思いますけど、今後の合併効果も大いに利用して共同購入とか、いろんな発展的な考え方を持って進めて運営をされたいかがとは思いますが、その辺に関してお答えをよろしくお願いします。

議長（秋山哲朗君） 藤澤局長。

病院事業局長（藤澤和昭君） 議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の美祢社会復帰促進センター診療所で行う医療について、美祢市立病院さんの医療スタッフがそちらの方に派遣されているということについてだと思います。昨年度5月より美祢社会復帰促進センターの診療所が運営開始されております。その業務については19年度で3,478名の方を診療を行っておりまして、

実質の稼働日数が215日、あちらの診療所で医療提供をしております。これらの医療ということは、計画当初は美祢市立病院、当時15名の常勤医師がいたところで考えられた月日でありまして、毎日午前と午後2時間ずつ医師が行って、そちらで診察を行うということを考えておりました。

しかしながら、現在、美祢市立病院10名の医師ということで、常勤医師が減ったことによって1人当たりの医師の負担というのが確かに高くなっていると思います。

そうした中にありまして、この問題につきましては社会復帰促進センターを立地するに当たっての経緯等もございますし、また、刑務所医療についてモデルとなるケースとして法務省も考えていらっしゃるようですし、私ども自治体病院としてできる限りの協力はしたいと思いますが、医師の数が減っているということで、限られた資源ということもあります。今後は政策部局や県や国とも協議しながら対応について検討していかなければならないと認識しております。

2点目の材料等の共同購入につきましては、御指摘のとおりだと思っております。先ほどの布施議員さんの御質問にもお答えしましたけれども、合併したメリットというのは、こういったところの効率化といえますか、共同購入や共同使用、あるいは限られた資源の最適配分というのが最も病院運営の効率化を進める上で大いに取り組まなければならないとこだと思っておりますので、現在、材料や資材等の共同購入については来年度に向けてそういった形で進めるべく検討に入っております。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有道典広君） ありがとうございます。問題はいろいろあるとは思いますが、あくまでも市民を守るという視点に立って長期的な経営運営をひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第7号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありますか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 補正予算の13ページの委託料で総務管理費、住民訴訟に

係わる弁護士委託料ということで、市長の提案からお聞きすれば、住民訴訟に係わる上告請求が1件あったと、これまで旧美祢市でも住民訴訟に係わる費用は予算化されているんですけど、上告請求ということについては初めてだろうと思います。その点が経緯を、経過が説明できればしていただきたいし、内容によって詳しくということになれば、所管の委員会で、総務企業で議論をすることができるなら、議長の許可を得て、そちらの方でもいいです。若干経緯だけ説明をしてください。

議長（秋山哲朗君） 田辺次長。
総務部次長（田辺 剛君） 只今の南口議員の御質問ですが、この委託料についてですが、これは現在、秋芳町において係争中であります準用河川の工事による家屋損傷に係る訴訟で、一審については市が勝訴いたしました。原告が上告請求し、規定の弁護士委託料に不足を生じたため、不足額を増額補正するものです。一審が平成16年に訴訟が提起されまして、平成20年の6月に結審しております。二審が平成20年に広島高等裁判所の方に上告されておる状況です。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） はい、わかりました。そうすると、住民訴訟で、個人との関係の、市民との関係の訴訟だということで、一審は市側が勝訴したが、住民が納得できないので、広島高裁の方に控訴したと、それに係る費用ということによろしいですか。

ただし、訴訟に至る経緯、それから、訴訟そのものの一審の経緯等については、詳しくは所管の私が所属する総務企業の方で議論をしたいと思いますので、議長の方と総務委員長の方に、執行部の方に準備をしていただきたいをお願いをしておきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 内容につきましては、建設観光だと思うんですよ。

しかし、訴訟ですから、総務でも結構だと思いますので、そこでやっていただきたいと思います。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第8号平成20年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第8号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第9号平成20年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第9号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第10号平成20年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第10号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第11号美祢市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第11号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第12号美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第12号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第13号美祢市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第13号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第14号美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第14号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第15号美祢市ふるさと美祢応援基金条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第15号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第16号美祢市国民健康保険条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第16号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第17号美祢市農林資源活用施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第17号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第20、議案第18号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第18号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第21、議案第19号美祢市過疎地域自立促進計画の策定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第19号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第22、議案第20号美祢市有線テレビ高度情報化整備工事の請負契約の一部を変更することについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第20号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第23、議案第21号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今、議題となっております議案第21号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、同意されました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れでございました。

なお、議員の皆様は、午後1時より、まず、会派代表者会議を開催いたします。その後、議員全員協議会を開催いたしますので、委員会室にお集まりいただきますようお願いいたします。議員全員協議会の事項は、議会報告、その他であります。どうかよろしくお願い申し上げます。

午前11時58分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年9月3日

美祿市議会議長 秋山哲朗

会議録署名議員 柴崎修一郎

” 田邊諄祐